

湖沼水質保全特別措置法（略称:湖沼法）

（昭和 59 年法律第 61 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=359AC0000000061_20220617_504AC0000000068

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=360C00000000037_20240401_505C00000000304（令和 5 年政令第 304 号による改正）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=360M50000002007_20220401_504M60001000005（令和 4 年環境省令第 5 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/water/mizu.html>（ページ内の「湖沼環境対策」）

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p62。

この法律は、指定された地域で水質汚濁防止法の特定施設を設置する者は**湖沼特定事業場の設置者**として適用されます。印刷産業の場合は、水質汚濁防止法の設置届を提出すればよいだけですが、排水基準が上乘せされます。ただし、処理対象人数 201 人以上 500 人以下の浄化槽は「みなし指定地域特定施設」として水質汚濁防止法の基づく設置届が必要です。

この法律では、法第 14 条で「みなし指定地域特定施設」、法第 15 条で「指定施設」が定義され、これらの施設は設置届等の提出が必要です。

みなし指定地域特定施設:病床数 120 以上 299 以下の病院の厨房施設、戦場施設、入浴施設。処理対象人数 201 人以上 500 人以下の浄化槽（施行令第 5 条）

指定施設:畜産農業又はサービス業の用の 40m²以上 50m²未満の豚房施設、160m²以上 200m²未満の牛房施設、400 m²以上 500 m²未満の馬房施設。500 m²超この養殖施設（施行令第 6 条）

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	目的
第 9 条	<p>（規制基準の遵守義務）</p> <p>湖沼特定事業場^{解釈上の注釈 1}の設置者は、当該湖沼特定事業場に係る第 7 条第 1 項^{解釈上の注釈 2}の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 1）「湖沼特定事業場」は法第 7 条第 1 項で定義。特定施設を設置して排水量が 1 日平均 50m³以上の指定地域内の事業場。特定施設は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p62 表Ⅱ-1-51、「指定地域」は同 p 巻-6 巻末資料 8 の下表の Web アドレスを参照。</p> <p>（解釈上の注釈 2）施行規則第 2 条。概要は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p 巻-6 巻末資料 8 の上表を参照。</p>	義務 （改善命令） （命令違反は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金）
第 11 条	<p>（承継）</p> <p>湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第 8 条^{解釈上の注釈 3}及び前条^{解釈上の注釈 4}の規定の適用については、当該湖沼特定事業場の設置者の地位を承継する。</p> <p>（解釈上の注釈 3）第 8 条は水濁法の設置届、変更届に対する計画変更命令に関する条項。</p> <p>（解釈上の注釈 4）前条である第 10 条は、規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときに都道府県知事が行う改善命令に関する条項。</p>	その他

第20条第4項	<p>都道府県知事は、小規模の事業者^{解釈上の注釈5}に対する第1項^{解釈上の注釈6}又は第2項^{解釈上の注釈6}の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈5)この法律では「小規模の事業者」は定義されていない。</p> <p>(解釈上の注釈6)第1項は改善勧告、第2項は改善命令。</p>	<p>配慮義務 (都道府県知事)</p>
---------	---	--------------------------